

新田辺東住宅自治会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、新田辺東住宅自治会（以下「本会」という）と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、会長の自宅に置く。

(組織および構成)

第3条 本会は、新田辺東住宅(別図記載の範囲)に住所を有する者をもって構成する。

第2章 目的および事業

(目的)

第4条 本会は、この地域に住む住民および会内外の諸団体との協力・協調のもとに、会員の教養を高め、福祉を増進し、地域生活環境の整備や防災・防犯などに努め、住民のためのまちづくりを行うことを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 回覧の回付等、区域内の住民相互の連絡に関する事。
- (2) 美化、清掃等、区域内の環境整備に関する事。
- (3) 町内会所有地の管理、集会施設等の維持管理に関する事。
- (4) 防災、防犯、交通安全に関する事。
- (5) 区域内住民の親睦と町内会の発展に関する事。
- (6) その他、目的を達成するために必要な事。

第3章 会員

(会員および賛助会員)

第6条 第3条に定める区域に住所を有する個人は、すべて本会の会員になることができる。

- 2 団体又は前項に該当しない個人にあっては、本会の事業を賛助するため、賛助会員となることができる。

(入会)

第7条 会員又は賛助会員になろうとする者は、細則の定める方法により、会長に届けるものとする。

- 2 本会は、正当な理由のない限り、区域に住所を有する個人の入会を拒めない。
- 3 本会は、区域に入居した個人又は団体に対して、本会の趣旨を説明し、入会の案内を行うものとする。

(退会)

第8条 会員又は賛助会員が、退会しようとするときは、会長に届け出なければならない。

- 2 次の各号のいずれかに該当する会員は、退会したものとみなす。
 - (1) 区域に住所を有しなくなった会員
 - (2) 会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じない所帯の会員
- 3 第1項および前項1の場合においても、賛助会員となることは妨げない。

(除名)

第9条 会員又は賛助会員が、本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をなしたときは、班長会において決議し、これを除名することができる。

第4章 役員

(役員)

第10条 本会に本部を設置し、次の本部役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長(庶務・広報、社会福祉協議会担当) 2名
- (3) 会計 1名
- (4) 庶務・広報 1名
- (5) 公民館・地蔵堂管理担当 1名
- (6) 事業部長 3名
- (7) 事業副部長 3名

(相談役)

第11条 本会に相談役を置くことができる。

(役員等の選任)

第12条 役員は会員の中から細則の定める方法により選任する。

(役員等の任期)

- 第13条 役員任期は1期2年間とする。但し、再任を妨げない。
- 2 役員任期満了後、新役員が選出されるまでは、その任期を延長する。
 - 3 相談役任期は1期1年とする。但し、再任を妨げない。

(役員等の任務)

第14条 役員等の任務は細則の定めるとおりである。

(解任)

- 第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、会長については班長会の決議により、その他役員については役員会の決議により、これを解任することができる。
- 2 心身故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - 3 職務上の義務違反、その他役員たるに適しない非行があると認められるとき。

第5章 組織

(事業部)

第16条 本会に、第5条に掲げた事業を行うため、次の事業部を置く。

- (1) 防災・環境整備部
- (2) 福祉・文化部
- (3) 体育・青少年部

- 3 班長はいずれかの事業部に所属する。
- 4 各事業部の運営に関するものは、細則で定める。

(ブロック・班)

- 第17条 本会のもとに班を置き、10戸程度を目途とした概ね一街区をもって一つの班とする。
- 2 数班をまとめて1ブロックを構成する。
 - 3 班ごとに班長を選出する。
 - 4 ブロックごとにブロック長および補欠を選出する。
 - 5 ブロック長・班長の職務に関するものは、細則で定める。

(プロジェクトチーム)

- 第18条 会長は、事業の遂行についてプロジェクトチームを招集し、これを諮問することができる。
- 2 プロジェクトチームは役員経験者および本会会員の中より委嘱された委員若干名で構成する。
 - 3 プロジェクトチームの任期は1年とし、再任を妨げない。

(自主防災組織)

- 第19条 自治会のなかに自主防災組織を設ける。その組織構成および事業計画については、会長、副会長、防災・環境整備部を中心に専任の委員を募集してプロジェクトチームで研究する。

第6章 会議

(会議)

- 第20条 本会の会議は、班長会および役員会とする。

(班長会)

- 第21条 班長会は会の最高議決機関であり、会長がこれを招集し班長の3分の2以上の出席により成立する。また議決は出席者の過半数をもって決議する。
- 2 班長会は毎月1回、開催する。
 - 3 会長若しくは役員会で必要と認めたととき臨時班長会を開催する。

(役員会)

- 第22条 役員会は第10条の役員で構成し、次の事項を議決し執行する。
- (1) 班長会に付議すべき事項
 - (2) 班長会の決議事項の執行に関する事項
 - (3) その他班長会の議決を要しない事項
 - (4) 役員会は毎月1回、開催する。
 - (5) 会長若しくは役員会で必要と認めたととき臨時役員会を開催する。
 - (6) 役員会の議事は、出席役員の過半数をもって決する。

第7章 資産および会計

(資産の構成)

- 第23条 本会の資産は次に掲げるものとする。
- (1) 会費
 - (2) 寄付金品
 - (3) 事業に伴う収入

- (4) 資産から生ずる収入
- (5) 別表に掲げる資産
- (6) その他収入

(資産の管理)

第24条 資産は会長が管理し、その方法は役員会の議決により定める。

- 2 前条資産のうち、特に定める重要資産の処分は、総会の議決を得なければならない。

(会費および賛助会員)

第25条 会費は1戸当たり月額350円とする。

- 2 会費は、前期(4月～9月)分と後期(10月～3月)分とにまとめて納入する。
- 3 会員が入会したときは、入会翌月から期末までの会費をまとめて納入する。
- 4 会員が退会したときは、退会月の翌月以降分の納入済みの会費を返還する。
- 5 賛助会費は、別に定めるものとする。

(経費の支弁)

第26条 本会の経費は、資産をもって支弁する。

(会計年度)

第27条 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(事業計画および収支予算)

第28条 本会の事業計画の概要および収支予算は、役員会で定め班長会の承認を得るものとする。

(事業報告および収支決算)

第29条 本会の事業報告および収支決算は、事業年度終了後1ヶ月以内にその年度末の財産目録と共に、監事の監査を経て、班長会の承認を得なければならない。

第8章 補則

(細則)

第30条 本会は、本会則を実施するにあたって、本会則で委ねる事項およびその他必要事項につき、役員会をもって新田辺東住宅自治会運営細則を定める。

(改正)

第31条 本会則の改正は、班長会の議決によるものとする。ただし、細則の変更については、役員会の承認によることができる。

- 2 本会則に定めるもののほか、会務の執行に関し必要な事項は会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、令和4年1月1日から施行する。

昭和44年3月2日 設立
平成30年4月1日 改正
令和 2年1月1日 改正
令和 4年1月1日 改正

新田辺東住宅自治会 細則

(役職者の職務)

第1条 会則第10条の役職者の職務を以下のとおりとする。

- (1) 会長は、自治会を代表し、対外折衝に当たるとともに会の円滑な運営を行い、会務の統括を図るため、班長会、役員会の構成員となり、特別の事情がない限り、各々の議長を務める。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、自治会の円滑な運営を行うとともに、会長に不測の事態が生じた場合は、その職務を代行する。
班長会、役員会の構成員として職務を遂行する。
 1. 庶務・広報担当は自治会の事務、広報の業務、会議運営の準備を行う。
 2. 社会福祉協議会担当は社会福祉協議会の分会長を担う。福祉・文化部と協力して地域の福祉活動および募金活動を行う。
- (3) 会計は、会長を補佐し、自治会の金銭、財産の管理を行う。
班長会、役員会の構成員として職務を遂行する。
- (4) 庶務・広報は、会長を補佐し、副会長(庶務・広報担当)と協力し、主に広報を担う。
訃報の連絡等の業務を行う。
班長会、役員会の構成員として職務を遂行する。
- (5) 公民館・地蔵堂管理は、会長を補佐し、公民館利用者の調整を行う。
公民館・地蔵堂の清掃、賽銭の回収等を行う。
班長会、役員会の構成員として職務を遂行する。
- (6) 防災・環境整備部長は、会長を補佐し、防災および環境整備の事業に関する企画、遂行にあたる。
防災・環境整備副部長はこれを補佐する。
- (7) 福祉・文化部長は、会長を補佐し、区域内住民の福祉と親睦の事業に関する企画、遂行にあたる。
福祉・文化副部長はこれを補佐する。
- (8) 体育・青少年部長は、会長を補佐し、会員の健康維持および促進と地域の子供たちの健全な育成の事業に関する企画、遂行にあたる。
体育・青少年副部長はこれを補佐する。
- (9) 会計監査は、会計監査を主たる業務とし、他に役員会の要請に応じて役員会、班長会で意見を述べる。
- (10) 相談役は、役員会の要請に応じて、アドバイザー的役割を担い、自治会運営等に側面から協力するものとする。

(ブロック長および班長の職務)

第2条 会則第17条5項の班長およびブロック長の職務を以下のとおりとする。

- (1) ブロック長は、ブロックの代表としてブロック内班長と連携を密にして統括し、自治会役員と連絡をとる。
班長会の構成員として職務を遂行する。
- (2) 班長は、班の代表としてブロック長との連携を密にし、以下のとおり、会費徴収や新規会員勧誘等、原則として会員との直接的折衝を行う。
班長会の構成員として職務を遂行する。
 1. 任期に於いて、班に属する会員の状況を把握し、親睦を図るとともに決められた職務を担う。
 2. 所属するブロック長と共に、ブロック長が取りまとめる行事・催しを遂行する。
 3. 班内の自治会費の集金・納付と各種募金の説明・受領を行う。
 4. 班内の回覧板の回付と回収を行う。
 5. 自治会の行事・催しへの参加と協力を行う。
 6. アンダーパス及び地蔵堂の清掃を行う。
 7. 班内の連絡会(茶話会)を行う。(参加1世帯につき200円の補助)
 8. 班内の転入・転出の際の自治会入会・退会の手続きを行う。

9. 班内に事故・事件が生じた際は、速やかにブロック長へ報告・連絡を行う。
10. その他、自治会からの依頼事項の取りまとめ。
11. 班内での要望事項（特に行政への）の取りまとめを行ない、班長会で伝達する。

（班長の選任）

- 第3条 班長の選任は原則として各世帯順に依頼し、当該者の承諾を得て選任する。但し、班長業務に支障のある方は話し合いの上その任を免除する事とし、次の世帯（会員）を対象として選任行動を行うものとする。
- 2 班長の選任は自治会を活性化し、円滑な運営を実現するために全会員が可能な限り等しく、応分の負担を以って行うものとする。但し、本件を遂行するに当り、班毎の諸事情を勘案して本旨を逸脱しない範囲で柔軟に対応する事を可とするも、班長の独断ではなく、該当する班内の合意を以ってこれを決するものとする。

（ブロック長の選任）

- 第4条 ブロック長の選任はブロック内の班長からブロック長を互選して、本人の承諾を以って決定する。
- 2 ブロック長の選任は自治会を活性化し、円滑な運営を実現するために全会員が可能な限り等しく、応分の負担を以って行うものとする。

（役員を選任および役職）

- 第5条 役員を選任は以下のとおりとする
- (1) 役員は12名の内、2年目役員6名、1年目役員6名で構成する。
 - (2) 全会員より立候補を募る
 - (3) 立候補がない場合は事前に各ブロックから選出された役員候補を招集し互選とする。
 - (4) 役職については互選にて選任する。
 - (5) 会計監査は、過去に当会の会長、副会長、会計、会計監査を行った者の中から会長が指名した者が、これを行う。
- 2 役員に欠員が生じたときは、役員会で勘案する。

（役員を免除）

- 第6条 役員を免除について、概ね75歳を目途に、また役員経験者は退任後10年間、及び次2項と3項に掲げる要件を満たした場合、役員免除権を行使できる。ただしブロック長および班長は可能な限り就くこととする。
- 2 過去、会長職を務めた会員については退任後、20年間の役員免除権を行使できる。
 - 3 1項及び2項以外で役員を免れたいものは改選時期に所定の用紙に記入のうえ班長に提出し班内で賛同を受けた場合、免除できる。免除の要件は次のとおりとする。ただし20歳以上の同居人がいる場合は免除されない。
 - (1) 75歳以上、又は75歳に達する年を迎える。
 - (2) 世帯主以外の同居人も(1)の要件である。
 - (3) 同居家族がない。
 - (4) 客観的に活動が難しい方。

（事業部の運営）

- 第7条 会則第16条の事業部の運営については以下のとおりとする。
- (1) 防災・環境整備部は、防災および環境整備の事業に関する企画、遂行する。
 - (2) 福祉・文化部は、区域内住民の福祉と親睦の事業に関する企画、遂行する。社会福祉協議会担当副会長の職務協力及び補佐する。
 - (3) 体育・青少年部は、会長を補佐し、会員の健康維持および促進と地域の子供たちの健全な育成の事業に関する企画、遂行する。

(会費の徴収)

第8条 会則第25条の自治会費の徴収については以下のとおりとする。

- (1) 班長は、班内の会員より会費を徴収する。
- (2) 徴収する会費は、前期(4月～9月)分と後期(10月～3月)分とに分けて徴収とする。
- (3) ブロック長はブロック内の各班が徴収した自治会費を取りまとめ会計に納入する。
- (4) 班長、ブロック長、会計は事故がないように確認書類を以て留意する

(入会と退会)

第9条 自治会への入会時・退会時の対応は以下のとおりとする。

- (1) 班内に転入者があった場合、班長或いはブロック長が速やかに転入者を訪問し、「新田辺東住宅自治会加入のご案内」にて自治会活動の説明を行い、入会が決定した時は「入会届」に必要事項を記入し、入会月の翌月からの会費を添えて会計に提出する。尚、会計は所定の手続き終了後、「入会届」を以って庶務に報告する。
- (2) 班内からの退会希望者が出た場合、班長或はブロック長が退会希望者を訪問の上で確認し、班長は「退会届」に必要事項を記入し、会計に提出する。尚、会計は所定の手続き終了後、「退会届」を以って庶務に報告する。
- (3) 班長は、退会者に徴収済会費の中から翌月分以降の残月数相当の金額を会計から返戻金受領書と一緒に預かり退会者に返却し、同時に返戻金受領書に署名捺印を得て会計に提出する。

(回覧並びに資料の配布)

第10条 自治会が行う回覧並びに配布物は、原則として新田辺東住宅公民館で一括受入を行い、役員がブロック単位に区分したものをブロック長が新田辺東住宅公民館で受領し、ブロック長は班長に所定数を渡し、班長は会員宅個々に投函或は手渡しの方法で回覧又は配布を行う。

(域内の点検・保守)

- 第11条 ブロック長、班長は自治会が管理する防犯灯、カーブミラー等が充分機能しているかどうかを点検し、異常がある場合はブロック長が会長に連絡する。
- 2 ブロック長、班長は管轄区域内に防犯・防災上危険と思われるものがないかを点検し、問題がある場合はブロック長が会長に連絡する。
 - 3 ブロック長、班長は管轄区域内に防犯・防災上必要と思われる施設等の新設、増設がある場合は、書面に具体的内容を明記しブロック長が文書で会長に提出するものとする。
 - 4 連絡或は要請を受けた会長はその内容を精査し速やかに市へ申請するものとする。

(弔事の対応)

第12条 会員の弔事は以下のとおり対応する。

- (1) 対象は本会の会員名簿に記載されている世帯主および世帯主の配偶者、父母、子女等同居家族を含む。
- (2) 弔慰金は一律5,000円とする。
- (3) 弔事があった会員は班長に申告し班長は広報担当の役員に報告する。
- (4) 会員のご遺族、ご遺族関係者から班長宛に会員弔事の連絡が入った場合、連絡を受けた班長は、弔事の対象者に係わる下記の事項をご遺族またはご遺族関係者の了解に基づき確認するものとする。
 1. 死亡者の氏名と享年、死亡した月日
 2. 世帯主との続柄
 3. 至急回覧の希望有無
 4. 連絡先電話番号
- (5) 広報担当の役員は次のとおり会員に回覧する。
 1. ご遺族またはご遺族関係者が至急回覧を望まれる場合は所定の様式を用い全戸配布する。
 2. すでに会葬を済ませ回覧を望まれる場合は、所定の用紙を用い回覧する。
 3. 望まれない場合は回覧しない。

(6) 弔慰金を預かった班長は自治会を代表して、当該会員に弔意を述べる。

(プロジェクトチームの運用)

第13条 会則第3条の目的を実現するために役員会は事案毎に、必要に応じてプロジェクトチームを結成し、委嘱することが出来る。

- 2 地蔵盆、子供みこし、自主防災組織の研究はプロジェクトチームを結成し運用する。
- 3 プロジェクトチームは与えられた予算や条件の中で、その効果を最大ならしめる努力を傾注する。
- 4 プロジェクトチームは与えられた事業に対し、十分な検討を加え役員会に提案書として提出する。
- 5 役員会で検討承認されたものは班長会で審議され、決定する。
- 6 プロジェクトチームは担当事案終結を以って任務を終了し、解散する。

(公民館の利用)

第14条 公民館の利用方法は公民館利用規定に定めた以下の各項を遵守して利用するものとする。

- (1) 利用可能者は自治会会員を対象とする。但し、営利を目的とする展示等商行為と見なされるもの、政治・宗教に関連した集会の用途と判断されるものは、たとえ利用可能者が主催するものであっても利用することは出来ない。
- (2) 利用希望者は、事前に担当者に使用の申込みを行わなければならない。
- (3) 申込みがあった場合、正当な事由なく使用を拒否してはならない。希望が重複した場合は原則として合議による調整によって決定する。
- (4) 利用者は公民館使用規定を遵守し、利用者が等しく快適に利用出来るよう努めなくてはならない。
- (5) 公民館の利用に当っては、公民館利用規定に定めた利用料金を担当者に納付しなくてはならない。
- (6) 利用に際し、以下の行為は禁止する。
 1. 宿泊。
 2. 近隣に迷惑を及ぼすような大きな音を出す行為。
 3. 夜間10時以降の使用。
 4. その他、施設を毀損すること、利用者に不利益になると考えられる行為。
 5. 利用によって地域集会所の建物や備品に損害を生じさせた場合は、その損害額を利用者が弁済しなければならない。
 6. 鍵は公民館・地蔵堂管理担当者から預かり、利用者は施設の全施錠・消灯・火気等に異常のない事を確認して返却しなければならない。

附 則

1. この細則は、令和4年1月1日より施行する。

令和4年11月1日 改正